

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第23号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年12月16日 06時30分ごろ	
発生場所	新潟県佐渡海峡 新潟市新潟港西区第2西防波堤灯台から真方位279° 11.5海里付近 (概位 北緯38°00′ 東経138°50′)	
事故等調査の経過	平成22年4月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官 (仙台事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第三十八 <sup>せいこう</sup> 盛幸丸、330トン	
船舶番号、船舶所有者等	131292、大洋エーアンドエフ株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラガード曲損、漁網一部損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか8人が乗り組み、佐渡海峡において、まき網船団の運搬船として操業中、可変ピッチプロペラを操作して揚網中の網船に接近し、漁網を取り付けて漁獲物を積み込む際、平成21年12月16日06時30分ごろ、漁網を推進器に巻き込み、航行不能となった。</p> <p>本船は、僚船により新潟港西区にえい航され、潜水作業により曲損したプロペラガードを切断して漁網が除去された。</p>	
気象・海象	気象：天気 雪、風向 北、風力 5	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、佐渡海峡でまき網漁の操業中、漁獲物を積み込むため揚網中の網船に接近した際、漁網を推進器に巻き込み、推進器が使用できなくなったものと考えられる。</p> <p>船長は、可変ピッチプロペラを操作して網船に接近した際、主機のクラッチを切らなかったため、漁網を推進器に巻き込んだものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が佐渡海峡でまき網漁の操業中、漁獲物を積み込む目的で揚網中の網船に接近した際、主機のクラッチを切らなかったため、漁網を推進器に巻き込み、推進器が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。	